

I 埼玉県内の廃棄物の状況と処理基本計画

1 埼玉県内の廃棄物処理の状況

〔排出量〕

埼玉県内の廃棄物の排出量については、平成17年度の推計では、産業廃棄物1,119万トン、一般廃棄物273万トンとなっています。

〔再資源化〕

平成17年度の排出量に対する再資源化量は、産業廃棄物587万トン、一般廃棄物については65万トンであり、排出量に対する再資源化率については、産業廃棄物53%、一般廃棄物24%となっています。

〔最終処分〕

平成17年度時点での、県内には、市町村及び広域組合の最終処分場が26団体で28施設設置されているほか、県営の埼玉県環境整備センターが設置されています。

平成17年度に最終処分された量は推計で、産業廃棄物24万トン、一般廃棄物22万トンとなっています。このうち産業廃棄物の94%、一般廃棄物の36%を県外処分に依存しています。

〔埼玉県内の廃棄物の特徴〕

県内の廃棄物処理の特徴としては、本県は首都圏の中心部にあり、中間処理を目的として流入する廃棄物量が多いことがあります。

一方で内陸県であること、さらには都市化の進展により、県内に新たに最終処分場を設置することは困難となっており、最終処分の多くは県外に依存している状況にあります。

また、ダイオキシン類の規制や、廃棄物処理施設に対する不安感などにより、民間の廃棄物処理施設の建設が困難な状況にあります。

2 第6次埼玉県廃棄物処理基本計画

循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、埼玉県における廃棄物行政の指針として、「第6次埼玉県廃棄物処理基本計画」(以下、第6次計画。)を平成18年3月に策定しています。

第6次計画は、平成18年度を初年度とする5か年計画であり、持続可能な循環型社会を実現するため、様々な施策を実施していくこととしています。また5年間の目標として、排出量の削減、再生利用率の向上、最終処分量の削減について、数値目標を掲げています。